

## 熊本県鳥獣保護センターのあり方検討業務委託仕様書

### 1 委託業務の目的等

- ・熊本県第13次鳥獣保護管理計画では、傷病鳥獣の取扱いについて鳥獣保護センターを設置し、その中で野生鳥獣の傷病鳥獣の保護を図るために必要な業務を定めている。
- ・鳥獣保護センターは、昭和56年10月に開館し、鳥獣保護思想や自然保護思想の普及啓発、傷病鳥獣の保護等の事業を実施してきたが、平成20年度末に県の財政状況等を考慮して、あり方の見直しを行い、野鳥園やシカ園等の施設を廃止し、現在では傷病鳥獣の保護に特化した事業を実施。
- ・平成21年4月からあり方の見直しにより、公の施設としての設置条例を廃止し、熊本県鳥獣保護センター管理運営要綱及び同要領を定めて、業務委託による管理運営を行っている。
- ・現在、鳥獣保護センターの施設の老朽化も見られるため、今後の傷病鳥獣保護のあり方を検討するための材料を委託により、情報収集する。

### 2 委託業務名

熊本県鳥獣保護センターのあり方検討業務

### 3 業務の内容

#### (1) 現状の課題抽出

鳥獣保護業務の現状について、本県が各都道府県を対象としたアンケート結果から各県の業務範囲を整理し、下記内容について、ハード面（施設・設備）、ソフト面（人員配置含む）及び業務上の課題について、分析を行う。また、必要に応じて各都道府県に対し再調査を行う。

##### ① 保護対象とすべき傷病鳥獣の範囲の検討等

（例）・すべての傷病鳥獣を対象とする場合

・希少種のみを対象とする場合

・現在、本県で対応している対象を維持する場合（別添：取扱要領を参照）

※上記範囲以外にも、必要と考えられるものについては追加分析を行う。

##### ② 保護施設の検討等

・保護施設を持たず、獣医師会等へ業務委託する場合の課題（鳥インフルエンザの発生時期の対応等）

・保護施設を維持していく場合の課題

・ボランティアによる保護を実施する場合の課題

##### ③ ①で検討した範囲別に、②の体制で保護業務を行う場合に考えられる課題等（メリット、デメリット）

#### (2) 鳥獣保護センターに求められる機能及びその機能を備えた施設

傷病鳥獣に特化し、傷病鳥獣の保護を推進するための施設の整備の必要性について、

検討する。また、施設の設備、スペック等を検討し、適正規模の施設を提案する。

※当課が把握する他自治体の施設に係る情報は、可能な範囲において提供する。

(3) 鳥獣保護センター施設整備に係る手法別比較等（コスト比較）

- ・A案：鳥獣保護センターを存続し、現在の施設を修繕・改修
- ・B案：鳥獣保護センターを存続、同所、又は他の県有地に施設を新たに設置
- ・C案：鳥獣保護センターを別の者（動物病院等）へ委託。

※傷病鳥獣に関する問合せ対応業務は、別途コールセンターへの委託を検討。

※上記必要な施設整備等イニシャルコストを算出し、比較するとともに、スケジュール等を示す。イニシャルコスト試算のための建物規模については、平屋建て4部屋程度で積算（イメージ：管理事務所、会議室、傷病鳥獣看護部屋（2部屋程度）。外部療養施設（大型野生獣用）。

※法的にクリアすべき課題などを整理し、実現可能となるよう検討する。

(4) 鳥獣保護業務の具体的運営方法の比較検討

(1)～(3)において検討した鳥獣保護業務に係るコスト及び課題等から、各運営方法の比較を行うとともに、メリット、デメリット等を整理のうえ、本県にあった体制の提案を行う。

#### 4 納品成果品等

(1) 成果品

報告書（本体）、概要版（2～3枚）、図面（施設平面図（縮尺1/100））

成果品については、紙媒体及び電子媒体両方で納品すること。

なお、本委託に関するすべての権利及び著作権は、熊本県に帰属するものとする。

#### 5 委託期間

委託締結日から令和8年（2026年）3月27日（金）まで

#### 6 留意事項

- (1) 受託者は、本事業を通じて知り得た個人情報の保護に努め、委託業務の用途以外に使用しないこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項であっても、関連する事項が生じた場合、受託者は委託者指示により、契約金額の範囲内でこれを実施すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項、あるいは疑義が生じた事項については、委託者と受託者の協議によりこれを解決するものとする。
- (4) 受託者は、本事業を一括して再委託することはできない。本事業達成のための委託事業の一部を第3者に再委託することを必要とするときは、あらかじめ熊本県の承諾を得ること。
- (5) 必要に応じて、県が主催する会議等に出席すること。